



NNA (MALAYSIA) SDN. BHD.

D-3-5, Megan Avenue 1, No189 Jalan Tun Razak 50400 KL  
Tel : 03-2163-6226 Fax : 03-2163-9993 E-mail : sales\_my@nna.asia

KDN PP 11802/03/2013 (031453) MCI(P) 035/03/2018 転載契約 : Star Publications/Bernama

# 企業結合規制、来年から整備

## JICAと競争委がセミナー

国際協力機構（JICA）などは3日、マレーシアの独占禁止法に当たる「2010年競争法」の概要や運用について、規制当局や弁護士が解説するセミナーを首都クアラルンプールで実施した。東南アジア諸国連合（ASEAN）ではカンボジアを除く9カ国が競争法を施行しているが、マレーシアは9カ国の中で唯一、競争を制限することになる企業結合について規制を定めていない。マレーシア競争委員会（MyCC、日本の公正取引委員会に相当）のイスカンダル・イスマイル委員長は、競争法の改正を視野に、来年に企業結合規制の導入に向けた意見聴取を実施すると明らかにした。



JICAマレーシア事務所の府川所長は「マレーシアの競争法に関する情報が少ない中、セミナーで理解を深めてほしい」と話した。3日、クアラルンプール（NNA撮影）

イスマイル氏は、直近の事例として東南アジアの配車サービス大手Grabに対し、競争法違反で8,680万リンギ（約22億7,893万円）の罰金を科す裁定を下した例など事例を示しながら、MyCCの役割やマレーシアでの競争法の運用について説明。企業結合規制の導入に向けた動きも紹介した。

日本の公正取引委員会によると、ASEANの中では、タイとインドネシアが1999年と2000年に競争法を施行し、ベトナムが05年、シンガポールが06年（一部は07年施行）で続いた。域内で導入が最も早かったタイでは17年に法改正が実施されており、マレーシアでも施行から10年近くを経て、見直しの時期にさしかかっている。

マレーシアの競争法では、反競争的な合意（カルテル）や市場支配的地位の乱用を禁止している。しかし、日本のように、一定規模以上の企業のM&A（合併・買収）の際の届け出の義務付けといった、企業結合規制が設けられていない。また、日本の独占禁止法は全業種に適用されるが、マレーシアの競争法では◇通信・マルチメディア◇エネルギー◇石油◇航空——の4業界については対象外となっている。

市場支配的地位の乱用規制についても、競争法上では「支配的地位」に当たる市場シェア要件が明文化されておらず、規定が必ずしも明確でないとの指摘がある。

競争法違反の裁定が下された場合の不服申し立て手続きも異なる。日本の場合は、地方裁判所に申し立てるが、マレーシアではまず競争不服審判所に控訴する。

JICAによると、18年に日本とマレーシアの企業間で行われたM&Aは、公表されているものだけで20件あった。しかし、マレーシアの競争法についての情報が少ない上に不明確な部分があり、手続きも日本と異なる点が、マレーシアで事業を展開する日本企業にとってコンプライアンス（法令順守）対応を難しくしている。

### 企業の視点からも解説

セミナーの後半では3人の日本人弁護士が、国際的に事業展開する企業の視点から競争法やM&Aの実務について解説した。

日本の内閣官房国家戦略室での勤務経験を持つシテイューワ法律事務所の江黒早耶香弁護士は、国際的な事業展開と企業結合統制規制の実例を説明。ファミリーマートの管理本部法務部の蜂須明日香弁護士は、旧ユニ・ファミリーマートホールディングスが今年、完全子会社のファミリーマートを吸収合併した事例をもとに、M&Aの実務を説明した。

日本企業の進出を支援するTNYコンサルティング・マレーシアの荻原星治弁護士は、実際に日系企業で起きた事例や、MyCCが定める知的財産権のガイドラインなどを説明した。

JICAマレーシア事務所の府川賢祐所長は閉会のあいさつで、「本セミナーを日系企業の関係者がマレーシアの競争法についての理解を深める場としてほしい」と述べた。

セミナーは、JICAと日本の公正取引委員会、MyCCが共催した。日系企業の関係者など約60人が参加した。